

# 安全運転管理者による 運転者の運転前後のアルコールチェック 義務化



## 令和4年4月1日から

- 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認する
- 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存する

## 令和5年12月1日から

- 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行う
- アルコール検知器を常時有効に保持する

待って!

ドン

社用車を  
運転するのは、  
**アルコール  
検知器**で  
✓チェック  
してからです!

安全運転  
管理者

点呼場所

今日も飲酒  
してないです

安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます

| 令和4年<br>4月1日施行                                                                    | 令和5年<br>12月1日施行                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。 | <input checked="" type="checkbox"/> 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。                  | <input checked="" type="checkbox"/> アルコール検知器を常時有効に保持すること。             |

酒気帯び防止のため  
しっかり確認を!

令和5年12月からアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が義務化されます

事業所の  
飲酒運転根絶  
**取組強化!**

警察庁・都道府県警察



## 制度に関する Q & A

### 問 1 運転者が運転する度に酒気帯びの有無を確認することが必要ですか？

答 安全運転管理者は、「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」について酒気帯びの有無を確認することとされています。ここでいう「運転」とは、一連の業務としての運転をいいます。

酒気帯びの有無の確認は、必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時及び終了後や退勤時に行うことで足ります。

### 問 2 直行直帰の場合にも安全運転管理者が対面で酒気帯びの有無を確認する必要がありますか？

答 酒気帯びの有無の確認の方法は対面が原則ですが、直行直帰の場合その他対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施すればよく、例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、

- ① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
  - ② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法
- 等の対面による確認と同視できるような方法が含まれます。

### 問 3 使用すべきアルコール検知器の性能は決まっていますか？

答 アルコール検知器については、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器であれば足りることとされています。安全運転管理者は、アルコール検知器を常時有効に保持することとされていることからアルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければなりません。

### 問 4 運転者が個人購入したアルコール検知器を安全運転管理者が使用してもよいのでしょうか？

答 酒気帯びの有無の確認に使用するアルコール検知器は、基本的には、自動車の使用者が購入すべきものであると考えられます。

ただし、各事業所の個別の事情により、個人で購入したアルコール検知器を使用する必要がある場合には、安全運転管理者において、当該アルコール検知器が正常に作動し、故障がない状態であるかどうかの確認を定期的に行うなど、安全運転管理者が「常時有効に保持」するアルコール検知器と同等の管理が行われているものに限り、個人で購入したアルコール検知器を使用することは差し支えありません。

問 5 出張により一時的に他の事業所で社用車を用いることになりますが、出張先の事業所において酒気帯びの有無の確認をしてもらうことはできますか？

答 同一の自動車の使用者が他の自動車の使用の本拠において安全運転管理者を選任しており、当該他の自動車の使用の本拠となる事業所（以下「他の事業所」といいます。）において運転者が運転を開始し、又は終了する場合には、他の事業所の安全運転管理者の立会いの下、運転者に他の事業所の安全運転管理者が有効に保持するアルコール検知器を使用させ、測定結果を電話その他の運転者と直接対話できる方法で所属する事業所の安全運転管理者に報告させたときは、酒気帯びの有無の確認を行ったものとして取り扱うことができます。

問 6 安全運転管理者以外の者が酒気帯びの有無の確認をすることは認められていますか？

答 安全運転管理者の不在時など安全運転管理者による確認が困難である場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者（以下「補助者」といいます。）に、酒気帯びの有無の確認を行わせることは差し支えありません。

運転者に対する酒気帯びの有無の確認は、業務委託であっても差し支えありませんが、例えば、運転者が酒気を帯びていることを補助者が確認した場合には、安全運転管理者へ速やかに報告し、必要な対応等について指示を受けるか、安全運転管理者自らが運転者に対して運転中止の指示を行うとするなど、安全運転を確保するために必要な対応が確実にとられることが必要となります。

問 7 酒気帯びの有無の確認をした場合に、どのような内容を記録すればよいですか？

答 以下の内容を記録し、及びその記録を1年間保存してください。

- (1) 確認者名
- (2) 運転者
- (3) 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- (4) 確認の日時
- (5) 確認の方法（対面でない場合は具体的方法等）
- (6) 酒気帯びの有無
- (7) 指示事項
- (8) その他必要な事項



酒気帯び確認結果記録簿

令和 年 月 日 ( )

サンプル

| 運転者名<br>車両番号 | 運 転 前 検 査 |             |              |             |       | 運 転 後 検 査 |      |             |              |             |       |         |
|--------------|-----------|-------------|--------------|-------------|-------|-----------|------|-------------|--------------|-------------|-------|---------|
|              | 検査時間      | 検査方法        | 検知器<br>使用の有無 | 酒気帯び<br>の有無 | 確 認 者 | 指 示 事 項   | 検査時間 | 検査方法        | 検知器<br>使用の有無 | 酒気帯び<br>の有無 | 確 認 者 | 指 示 事 項 |
|              |           | 対話報告<br>その他 | 有・無          | 有・無         |       |           |      | 対話報告<br>その他 | 有・無          | 有・無         |       |         |
|              |           | 対話報告<br>その他 | 有・無          | 有・無         |       |           |      | 対話報告<br>その他 | 有・無          | 有・無         |       |         |
|              |           | 対話報告<br>その他 | 有・無          | 有・無         |       |           |      | 対話報告<br>その他 | 有・無          | 有・無         |       |         |
|              |           | 対話報告<br>その他 | 有・無          | 有・無         |       |           |      | 対話報告<br>その他 | 有・無          | 有・無         |       |         |
|              |           | 対話報告<br>その他 | 有・無          | 有・無         |       |           |      | 対話報告<br>その他 | 有・無          | 有・無         |       |         |
|              |           | 対話報告<br>その他 | 有・無          | 有・無         |       |           |      | 対話報告<br>その他 | 有・無          | 有・無         |       |         |

※1 酒気帯び確認結果記録簿は1年間保存する。  
※2 検査方法について該当するものに○を付け、電話報告・その他の場合はその理由を( )に記入する。(例 出張など)  
※3 指示事項には、酒気帯びが確認された場合の指示内容について記入する。